

## 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設の使用停止（休業）の要請を行った施設について

令和2年(2020年)5月10日

- 北海道では、新型コロナウイルス感染症のまん延防止対策のため、北海道緊急事態措置により、令和2年(2020年)4月20日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、感染の拡大につながるおそれのある道内の施設に対し、施設の使用制限等の協力要請を行ってきました。
- この度、令和2年(2020年)5月10日現在で、営業を継続している以下の施設について、同法第45条第2項に基づく、施設の使用停止（休業）の要請を行いましたので公表します。

番号	施設等の名称	所在地	要請の内容	要請の理由
1	パーラーヤマト八雲店	二海郡八雲町本町216番地	施設の使用停止 (休業)	新型コロナウイルスまん延防止のため
2	パーラーヤマト江差店	檜山郡江差町字新地町48番地		
3	パーラーヤマト天塩店	天塩郡天塩町字天塩3668番地4		
4	パーラーヤマト雄武店	紋別郡雄武町字雄武1463番地7		
5	パーラーヤマト広尾店	広尾郡広尾町並木通西3丁目83番地12		
6	パーラードラゴン	虻田郡倶知安町南3条西4丁目2番地5		

《問い合わせ先》

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部 休業要請・休業確認班

TEL : 011-206-0289